

2023年5月17日

各 位

会社名 日本郵船株式会社
代表者名 代表取締役社長 曾我 貴也
(コード番号: 9101 東証プライム)
問合せ先 法務・フェアトレード推進グループ長
橋本 隆明 (TEL.03-3284-5151)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について本年6月21日開催の第136期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社はコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更並びに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款で定めることにより取締役会で決議することができる事項のうち、期末配当については引き続き株主総会で決定することを原則としますが、災害その他の不測の事態により株主総会を開催することが困難であると判断される場合等に株主総会の決議を要さず取締役会の決議により株主に期末配当等を行うことができるよう、変更案第44条の新設等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条 (条文省略) (自己の株式の取得)	第2章 株式 第5条 (現行どおり) (削除)
<u>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場</u>	

取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条～第9条 (条文省略)
(株式取扱規則)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 (条文省略)

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

3 (条文省略)

第12条 (条文省略)

第3章 株主総会

第13条～第20条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会等

第21条 (条文省略)

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、12名以内とする。

(新設)

2 (条文省略)

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 定時株主総会以外において選任された取締役の任期は、直前の定時株主総会で選任された他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 (条文省略)

3 (条文省略)

(新設)

(新設)

第6条～第8条 (現行どおり)
(株式取扱規則)

第9条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 (現行どおり)

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議 又は取締役会から委任を受けた取締役の決定 によって定め、公告する。

3 (現行どおり)

第11条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第12条～第19条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会等

第20条 (現行どおり)

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。) は、9名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

3 (現行どおり)

(削除)

(取締役の選任)

第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2

<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役等) 第25条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名を選定することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役会の権限) 第27条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>第28条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第29条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に発する。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、この限りでない。</p>	<p>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 定時株主総会以外において選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、直前の定時株主総会で選任された他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第4項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合には、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役等) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長1名、取締役副会長1名を選定することができる。</p> <p>4 (現行どおり) (業務執行の決定の取締役への委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第27条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前に各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
---	--

<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(常勤監査役)</p>	(削除)
<p>第39条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(削除)
<p>第40条 <u>監査役会の招集の通知は、会日の3日前に各監査役に発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、この限りではない。</u></p>	
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	(削除)
<p>第41条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役会の議事録)</p>	(削除)
<p>第42条 <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</u></p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	(削除)
<p>第43条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任の一部免除)</p>	(削除)
<p>第44条 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第35条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第36条 <u>監査等委員会の招集の通知は、会日の3日前に各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第37条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 45 条～第 47 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 48 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算 第 49 条 (条文省略) (期末配当金) 第 50 条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) をする。</u> (中間配当金) 第 51 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第 52 条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2 未払の <u>期末配当金及び中間配当金</u> に対しては利息をつけない。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第 38 条 <u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名を行い、10 年間本店に備え置く。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 第 39 条～第 41 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算 第 43 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 44 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第 45 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> (配当金の除斥期間) 第 46 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u> 2 未払の配当金に対しては利息をつけない。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2023 年 6 月 21 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2023 年 6 月 21 日 (予定)

以上